

所掌事項

宮古市災害弔慰金の支給等に関する条例第16条の規定により、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関し、市長の諮問に応じ重要事項を審査すること。

設置根拠

宮古市災害弔慰金の支給等に関する条例第16条

設置年月日

H17. 6. 6

委員定数

5人以内

委員任期

2年

現任委員発令日

現任委員任期満了日

担当課

保健福祉部福祉課

TEL : 0193-62-2111 内線 1216

FAX : 0193-62-7422

E-mail : fukusi@city.miyako.iwate.jp

備考